

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【公開番号】特開2015-116102(P2015-116102A)

【公開日】平成27年6月22日(2015.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-040

【出願番号】特願2013-258576(P2013-258576)

【国際特許分類】

H 02 K 5/22 (2006.01)

H 02 K 37/14 (2006.01)

【F I】

H 02 K 5/22

H 02 K 37/14 5 3 5 Y

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月11日(2016.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

ロータを囲むステータから延びるコイル端子が、樹脂製の端子支持部で支持されたコネクタ端子に、可撓性を有する板状の配線部材を介して接続され、

前記コネクタ端子と前記配線部材との接続部では、前記端子支持部から突出する前記コネクタ端子が、前記端子支持部に接触させた前記配線部材を貫通して、前記配線部材の前記端子支持部とは反対側の面に半田付けにより接続されたモータにおいて、

前記端子支持部と前記配線部材との間に、絶縁性の断熱部材を設けたことを特徴とするモータ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

前記周壁には、前記本体カバーの内側と前記コネクタカバーの内側とを連通させる開口部が設けられており、

前記開口部を通って前記ステータの径方向外側に延びる前記コイル端子は、前記コネクタカバーの内側で、前記ロータの回転軸方向に延びる前記コネクタ端子に、前記配線部材を介して接続されており、

前記コネクタカバーは、前記配線部材を径方向外側から視認可能とする開口を、有しており、

径方向外側から見て前記開口内には、前記端子支持部が前記回転軸方向から突出しており、前記端子支持部の径方向外側の側面が視認可能となっていることを特徴とする請求項2に記載のモータ。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】**【請求項 5】**

前記コネクタ端子に沿って前記回転軸方向に延びる壁部を、前記端子支持部の内径側に設けると共に、前記壁部を、前記回転軸方向から見て前記コイル端子よりも径方向外側に位置させて、前記本体カバーと前記ステータとを組み付ける際に、前記コイル端子を通過させる隙間を、前記コネクタカバーの内側における前記壁部の内径側に形成したことを特徴とする請求項3から4の何れか一項に記載のモータ。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】**【請求項7】**

前記断熱部材の径方向の幅は、前記端子支持部の径方向の幅よりも狭くなっている、前記断熱部材の内径側の側縁は、前記端子支持部の内径側の側縁よりも、径方向外側に位置していることを特徴とする請求項5または請求項6に記載のモータ。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】**【請求項8】**

前記配線部材と前記コネクタ端子との前記接続部と、前記配線部材と前記コイル端子との接続部は、前記回転軸方向でオフセットした位置に設けられていることを特徴とする請求項5から請求項7の何れか一項に記載のモータ。

【手続補正6】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】**【請求項10】**

前記断熱部材の融解温度は、樹脂製の前記端子支持部の融解温度よりも高いことを特徴とする請求項1から請求項9の何れか一項に記載のモータ。

【手続補正7】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】**【請求項11】**

前記コイル端子は、前記ステータに設けた前記端子保持部で支持されており、コイルから引き出された巻き線は、前記配線部材と前記コイル端子との半田付け部よりも前記端子保持部側で、前記コイル端子に絡げられていることを特徴とする請求項5から請求項8の何れか一項に記載のモータ。